

○ 導入期加算 3 算定施設が実施する腎代替療法に関わる研修開催概要

1. 主 催：研修の趣旨はあくまで加算 3 施設が主催で行うことを原則とする。
加算獲得の条件である。
※主催は施設名とし、院長の許可を必要とする。
2. 主催が 2 以上の場合：
 - (1) 他の学会、メーカーなどが加算 3 施設と研修を一緒に行う事は可能であるが、その場合 2 部に分けること。
 - (2) 第 1 部を加算 3 施設、第 2 部をメーカーが行う事は可能であり、その場合、同じ場所で、連続して行う事も可能である。
 - (3) 第 1 部、第 2 部に分けて行う場合、加算 3 施設が行う内容（例えば第 1 部）にメーカー色が入ることは好ましくない。
 - (4) メーカー等が行う内容（例えば第 2 部）にそのメーカー色が入ることは問題ない。
3. 後 援：日本腎代替療法医療専門職推進協会に後援依頼をし、承認を得るものとする。
後援にあたって日本腎代替療法医療専門職推進協会は名義を貸す立場であり、協力する立場であり、加算を補償するものではないことをご理解ください。
4. 内 容：在宅医療(HHD、PD)、移植の普及に向けての双方向研修とする。
5. 対 象：導入期加算 1、2 の施設の医療従事者及び腎代療法専門指導士とする。
6. 認定可能資格：施設認定（導入期加算）及び腎代療法専門指導士更新資格
7. 講習方法：対面、あるいは WEB による双方向研修とする。議論はチャット、アンケート、Q&A 等でよいが記録として議事録を作成すること。
8. 参加者：入退室のログ入りの参加者名簿を作成し研修終了後に推進協会に提出すること。
現地対面参加においては、現地での参加芳名帳の写しを提出すること。
9. 参加確認：90 分以上の視聴を義務として、視聴後の振り返りテストないしはアンケート等の回答をもって参加確認とする。
10. 参加証：参加証は原則主催者が作成することとしますが、依頼により推進協会が作成することも可能です。または、依頼により推進協会から参加証の様式を提供することも可能です。
参加証は施設認定と腎代療法専門指導士の更新のための 2 種を交付する。
主催者が作成する場合の参加証は（主催）病院名、（後援）日本腎代替療法医療専門

職推進協会の連名とし推進協会の公印を押印するものとする。

参加証は腎代替療法専門指導士の資格取得者に推進協会が提供する、研修手帳に写しを貼付するものとする。

令和4年12月28日

一般社団法人

日本腎代替療法医療専門職推進協会

理事長 中元 秀友

総務委員長 酒井 謙